

## 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第12条第2項の規定に基づき、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、1市2町の合併に必要な事項について協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、前条に規定する幹事の中から、互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(合同会議)

第7条 幹事会は、必要に応じて規約第13条に規定する専門部会と合同で会議を開催することができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 区 分  | 職 名    | 区 分  | 職 名          | 区 分   | 職 名   |
|------|--------|------|--------------|-------|-------|
| 観音寺市 | 助 役    | 大野原町 | 参 事          | 豊 浜 町 | 助 役   |
|      | 企画課長   |      | 総務企画課長       |       | 総務課長  |
|      | 合併対策室長 |      | 総務企画<br>課長補佐 |       | 総務課主幹 |